

●「農業経営収入保険に対応した収入の仕訳方法等の解説について」改訂 新旧対照表

(下線部分は改訂部分)

改訂後	現行
4 農産物の期末棚卸高及び期首棚卸高の整理 (1) 整理の考え方 ① (略) ② 収入保険では、<u>見込農業収入金額において見込棚卸高を算出する際に用いた単価（見込販売単価と同等）又は保険期間中の販売金額の平均単価</u>を乗じて算出した金額を期末棚卸高とすることになっていますので、このような整理ができるようにしておくことが適当です。 <u>なお、期末棚卸高の算出に用いる単価について、見込農業収入金額の見込棚卸高を算出する際に用いた単価又は保険期間中の販売金額の平均単価のどちらを適用するかは、加入申請時に選択することになります。</u> (2) (略)	4 農産物の期末棚卸高及び期首棚卸高の整理 (1) 整理の考え方 ① (略) ② 収入保険では、加入者が申請時に申告する保険期間に見込まれる農業収入金額（以下「<u>見込農業収入金額</u>」といいます。）と整合をとるため、棚卸表の農産物の数量に、加入申請時に申告した見込棚卸高を算出する際の単価（<u>見込販売単価と同等</u>）を乗じて算出した金額を棚卸高とすることになっていますので、このような整理ができるようにしておくことが適当です。 (2) (略)
5 雑収入の整理 (1) (略) (2) 数量払交付金の扱い ① (略) ② 畑作物の直接支払交付金は、数量払の先払いとして面積に応じて営農継続支払が支払われ、交付金の対象数量となる品質区分別の生産量が確定した段階で数量払の金額が支払われる仕組みです。<u>収入保険の対象収入に含めるのは、この営農継続支払の金額と数量払の金額です。</u> ③ 農業者によっては、不作等の影響により、品質区分別の生産量が大きく減少する場合があります。その際、数量払の算出額（品質区分別の生産量×交付単価）が営農継続支払の金額を下回る	5 雑収入の整理 (1) (略) (2) 数量払交付金の扱い ① (略) ② 畑作物の直接支払交付金は、数量払の先払いとして面積に応じて営農継続支払が支払われ、交付金の対象数量となる品質区分別の生産量が確定した段階で数量払の金額が支払われる仕組みです。<u>収入保険の対象収入に含める数量払交付金は、品質区分別の生産量が確定した段階で支払われる数量払の金額と、先払いの営農継続支払を合計した金額です。</u> ③ <u>ただし、農業者によっては、不作等の影響により、品質区分別の生産量が大きく減少する場合があります。その際、数量払の算出額（品質区分別の生産量×交付単価）が営農継続支払の金額</u>

ときがあります。

この場合、保険期間の対象収入には、営農継続支払の金額を含めることにし、翌年又は翌事業年度の基準収入金額の算出に用いる過去の農業収入金額においても、営農継続支払の金額を対象収入とすることにしています。

(削る。)

(3) ・ (4) (略)

を下回るときがあります。

この場合、収入保険では、農業共済と同様、国費の二重補助とならないようにするため、保険期間の対象収入には、数量払の算出額ではなく営農継続支払の金額を含めることにしています。このため、畑作物の直接支払交付金については、国からの交付金の支払通知書を確認しておくことが適当です。

④ なお、収入保険では、農業共済と同様、数量払の減収分を補償するといった考え方で対象収入を整理しますので、上記のような場合、翌年又は翌事業年度の加入申請時の基準収入金額の算出に用いる過去の農業収入金額においては、営農継続支払の金額ではなく、数量払の算出額の金額を対象収入とすることにしています。

(3) ・ (4) (略)

税務申告上の収入と収入保険の対象収入の整理方法の違い（農産物）

< 税務申告上の収入 >
(略)

< 収入保険の対象収入 >

自ら生産した農産物の販売収入全体を整理するとともに、
保険期間の対象収入と加入申請時の見込農業収入金額の整合を取るため、
一部、税務申告上の収入とは異なる整理をしている。

保険期間の農業収入金額の整理
(保険金等の請求時)

・税務申告の棚卸表の農産物の「数量」に、加入申請時に申告した保険期間の見込農業収入金額のうち見込期首棚卸高を算出する際に設定した「見込単価」を乗じて算出した金額を計上 (加入2年目は前年の保険期間の農業収入金額で計上した期末棚卸高を計上) (他者から仕入れた農産物の数量は含めない)
(略)
(略)
・税務申告の棚卸表の農産物の「数量」に、加入申請時に申告した保険期間の見込農業収入金額のうち見込期末棚卸高を算出する際に設定した「見込単価」又は「保険期間の販売金額の平均単価」を乗じて算出した金額を計上 (他者から仕入れた農産物の数量は含めない)
・補助フォームを用いて整理 ・基本的には使用しない ただし、JAからの農産物の精算金、畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）の数量払など農産物の販売金額と同等のものは販売金額に含める

※ 肉用牛、肉用子牛、肉豚、鶏卵の販売金額は除く

(参考) 過去の農業収入金額の整理 **(最初の加入申請時)**

(略)
(略)
(略)
(略)
(略)
(略)

・ (略)

税務申告上の収入と収入保険の対象収入の整理方法の違い（農産物）

< 税務申告上の収入 >
(略)

< 収入保険の対象収入 >

自ら生産した農産物の販売収入全体を整理するとともに、
保険期間の対象収入と加入申請時の見込農業収入金額の整合を取るため、
一部、税務申告上の収入とは異なる整理をしている。

保険期間の農業収入金額の整理
(保険金等の請求時)

・税務申告の棚卸表の農産物の「数量」に、加入申請時に申告した保険期間の見込農業収入金額のうち見込期首棚卸高を算出する際に設定した「見込単価」を乗じて算出した金額を計上 (他者から仕入れた農産物の数量は含めない)
(略)
(略)
(略)
・税務申告の棚卸表の農産物の「数量」に、加入申請時に申告した保険期間の見込農業収入金額のうち見込期末棚卸高を算出する際に設定した「見込単価」を乗じて算出した金額を計上 (他者から仕入れた農産物の数量は含めない)
・補助フォームを用いて整理 ・基本的には使用しない ただし、JAからの農産物の精算金、畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）の数量払など農産物の販売金額と同等のものは販売金額に含める (注) 数量払は一部の交付金で、支払通知書を用いて金額を整理する場合がある

※ 肉用牛、肉用子牛、肉豚、鶏卵の販売金額は除く

(参考) 過去の農業収入金額の整理 (加入申請時)

(略)
(略)
(略)
(略)
(略)
(略)